



# 金 沢 市 公 報

第 3 0 1 2 号

令和2年(2020年)7月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	1
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の所在地の変更について ( " )	1
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について ( " )	2
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の指定の辞退について ( " )	2
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる機関の指定について ( " )	2
○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術を担当させる機関の廃止について ( " )	3

○児童福祉法の規定による事業者の指定について て (障害福祉課)	3
○児童福祉法の規定による事業の廃止について ( " )	3
● 公 告	
○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の締結について (都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	5
● 農 業 委 員 会 告 示	
○令和2年第7回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	6
● 公 営 企 業 告 示	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建 設 課)	6

## 告 示

### ●金沢市告示第243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和2年7月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
あおばウィメンズクリニック	金沢市畝田東3丁目540番地	令和2年5月1日
とべ内科クリニック	金沢市畝田西3丁目562番地	令和2年5月1日
ふじたファミリークリニック	金沢市元町2丁目4番13号	令和2年5月1日
まえだ整形外科 骨・関節クリニック	金沢市直江東1丁目60番地	令和2年5月1日
本保歯科医院	金沢市西町藪ノ内通42番地2	令和2年4月1日
和み訪問看護ステーション	金沢市戸水1丁目217番地	令和元年12月1日
スギ薬局 金沢大手町店	金沢市大手町9番23号	令和2年6月1日

### ●金沢市告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法

第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和2年7月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地		変更年月日
	変 更 後	変 更 前	
なないろ訪問看護ステーション	金沢市近岡町388番地1	金沢市大友町ニ29番地1 サ ニーコート106	令和元年6月17日

#### ●金沢市告示第245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和2年7月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
あおばウィメンズクリニック	金沢市畝田東3丁目540番地	令和2年4月30日
とべ内科クリニック	金沢市畝田西3丁目562番地	令和2年4月30日
ふじたファミリークリニック	金沢市元町2丁目6番10号	令和2年4月30日
まえだ整形外科 骨・関節クリニック	金沢市直江東1丁目60番地	令和2年4月30日
本保歯科医院	金沢市西町藪ノ内通42番地2	令和2年3月31日
キリン堂 高尾台薬局	金沢市高尾台4丁目23番地	令和2年5月31日
東山診療所	金沢市東山2丁目1番1号	令和2年6月30日

#### ●金沢市告示第246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を辞退する旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により次のとおり告示します。

令和2年7月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	辞退年月日
たち歯科医院	金沢市畝田東3丁目522番地	令和2年6月5日
大場歯科医院	金沢市瓢箪町23番18号	令和2年7月1日

#### ●金沢市告示第247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により次のとおり告示します。

令和2年7月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
森 干城	森接骨院	金沢市米泉町4丁目21番地1	令和2年6月3日

## ●金沢市告示第248号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる機関を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により次のとおり告示します。

令和2年7月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
忠縄 巖	忠縄接骨院	金沢市三ツ屋町イ55番地1	令和2年6月10日

## ●金沢市告示第249号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和2年7月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1750102962	ワークショップオアシス	金沢市みどり2丁目6番地5	特定非営利活動法人世代間交流サロン・オアシス	金沢市みどり2丁目6番地5	児童発達支援 放課後等デイサービス	特定なし	令和2年7月1日

## ●金沢市告示第250号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により次の指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示します。

令和2年7月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	廃 止年月日
1750102392	なないろの木 駅西	金沢市駅西本町2丁目11番42号 MKビル103号	株式会社フリークスコア	広島県広島市中区本通8番14号 本通Kビル2F	放課後等デイサービス	特定なし	令和2年4月30日

## 公 告

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

す。

令和2年7月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
高岡町高親会地区の住民等
- 2 協定締結した年月日  
令和2年7月9日
- 3 協定番号  
42
- 4 協定の名称  
高岡町高親会地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域  
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称	高岡町高親会地区まちづくり計画	
まちづくり計画の対象となる区域	高岡町及び南町の各一部	
まちづくり計画の対象となる区域の面積	約3.3ha	
まちづくりの目標	<p>本地区は、江戸時代に越中高岡に隠居していた二代藩主前田利長が、家臣を高岡から帰しこの地に住ませたことに由来する、歴史ある地区である。近隣には玉川図書館や金沢市立中央小学校などが存在し、文教地区として良好な住環境が形成されている。</p> <p>地区住民が誇りを持って暮らせるまちづくりを目指し、今後も良好な居住環境を維持していくことを目標とする。</p>	
まちづくりの方針	子供からお年寄りまでみんなが住みやすく、落ち着いた環境で安心・安全に生活できるまちづくりを推進する。	
その他住み良いまちづくり	地区の細区分	商業地区
	面積	約1.3ha
建築物等の用途の制限	住居地区	約2.0ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。ただし、(2)については、協定締結日（令和2年7月9日）に建築物が存する敷地において、同日以後に同一の用途の建築物を建築する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 畜舎又は葬儀場</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの（事務所を含む。）</p> <p>(3) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの</p> <p>(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（り）項第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>(7) 風営法第2条第1項各号（風俗営業）、第6項第3号及び第5号（店舗型性風俗特殊営業）並びに第9項（店舗型電話異性紹介営業）に掲げる営業の用に供する</p>



令和2年7月21日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市若草町262番1及び262番4から262番7まで	金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社金沢ホームビルド 代表取締役 山岸 宏	道路 金沢市若草町262番4
金沢市辰巳町イ18番2、18番4、18番5、21番1、22番1、22番4、22番5、56番1、56番2、65番1、65番2、79番1、79番3、83番1、83番3、91番1、91番3、99番1、99番2、100番1、100番2、101番から106番まで、107番1、107番2、107番3、108番、110番、112番、113番、114番、115番1、115番2、116番1、116番2、117番1、117番2、119番1、119番4、128番1、128番2及び128番3並びに辰巳町参字105番1、105番2、105番3及び219番並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市末町10の5番地の1 学校法人金沢学院大学 理事長 秋山 稔	道路 金沢市辰巳町イ18番5、22番5、56番2、65番2、79番3、83番3、91番3、119番4及び128番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 水路 金沢市辰巳町イ107番3、115番2、116番2、117番2及び128番3並びに辰巳町参字105番3並びに金沢市所管の法定外公共物の一部

## 農 業 委 員 会 告 示

### ●金沢市農業委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和2年第7回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和2年7月21日

金沢市農業委員会

会長 井 口 栄 市

## 1 日時

令和2年7月28日午後4時

## 2 場所

金沢市第二本庁舎職員研修所大研修室

## 3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (4) 非農地証明願について
- (5) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について
- (6) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条の規定による承認申請について
- (7) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について

## 公 営 企 業 告 示

### ●金沢市公営企業告示第24号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規

定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

令和2年7月21日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
令和2年8月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
  - (1) 牧町の一部
  - (2) 梅田町、御供田町及び南森本町の各一部
  - (3) 専光寺町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
  - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市浅野本町ホ131番地  
名称 城北水質管理センター
  - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市湊3丁目5番地8  
名称 臨海水質管理センター
  - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市下安原町東1301番地  
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

令和2年(2020年)7月21日	印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)7月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	